

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年8月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	91	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	1.5	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年8月1日～令和1年8月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	118°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	61ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8月2日・17日・18日・20日・21日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8月1日～8月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年7月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	103	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	4	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年7月1日～令和1年7月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	115°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	7月5日、19日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	7月1日～7月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年6月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	83	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	2	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	815℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	114℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	6月15日、16日、17日、18日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	6月1日～6月30日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年5月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	127	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年5月1日～令和2年5月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	817℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	111℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	70ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	5月7日、20日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	5月1日～5月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年4月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	103	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	7.5	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年4月1日～令和2年4月30日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	819℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	110℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	81ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	4月9日、23日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	4月1日～4月30日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年3月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	99	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年3月1日～令和2年3月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	817℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	112℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	65ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	3月5日、17日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	3月1日～3月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和2年2月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	103	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年2月1日～令和2年2月29日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	112°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	70ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	2月10日、24日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	2月1日～2月28日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）令和2年1月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	88	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和2年1月1日～令和年1月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	107°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1月13日、27日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1月1日～1月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				



株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年12月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	96	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	1.5	0.15
	動植物性残さ	0.6	0.25

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年12月1日～令和1年12月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	818℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	111℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	12月11日、15日、30日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	12月1日～12月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化合物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素化合物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年11月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	106.5	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	2	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年11月1日～令和1年11月30日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	817℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	101℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	84ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	11月10日23日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	11月1日～11月30日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年10月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	110	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	2.5	0.15
	動植物性残さ	0.1	0.15
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年10月1日～令和1年10月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	118°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	77ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	10月6日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	10月1日～10月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	令和1年9月24日	令和1年11月7日	0.25	7.88
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	令和1年9月24日	令和1年11月7日	0.00077<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	令和1年9月24日	令和1年11月7日	2.4	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	令和1年9月24日	令和1年11月7日	51	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）令和1年9月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	111	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	3	0.15
	動植物性残さ	0	-
	廃油		

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年9月1日～令和1年9月30日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	817℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	110℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	78ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	9月2日24日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	9月1日～9月30日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年8月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	102	0.25
	紙くず	0.15	0.15
	繊維くず	2	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年8月1日～令和1年8月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	111°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	75ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8月10日・20日・21日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8月1日～8月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）令和1年7月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	90.5	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	3	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年7月1日～令和1年7月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	821℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	112℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	69ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	7月3日、10日、20日、29日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	7月1日～7月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化合物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素化合物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年6月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	115	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	3	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年6月1日～令和1年6月30日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(℃)	炉内燃焼部	818℃	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(℃)	集じん器入口	118℃	おおむね200℃以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	80ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	6月6日、12日、19日、26日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	6月1日～6月30日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設） 令和1年5月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	115	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	3.5	0.15
	動植物性残さ	0	-

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	令和1年5月1日～令和1年5月31日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度(°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	集じん器入口	110°C	おおむね200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	誘引通風機出口	77ppm	100ppm以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	5月2日、16日、27日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	5月1日～5月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類1回以上/年、その他2回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				



株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 31 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	120	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	112°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	4 月 2 日、9 日、16 日、23 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	4 月 1 日～4 月 30 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 31 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	99	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	70ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	3 月 5 日、12 日、19 日、26 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	3 月 1 日～3 月 31 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 31 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	103	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	72ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	2 月 5 日、19 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	2 月 1 日～2 月 28 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 31 年 1 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	88	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 31 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	109°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	72ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1 月 8 日、22 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1 月 1 日～1 月 31 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	96	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0.2	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 12 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	70ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	12 月 11 日、18 日、26 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	12 月 1 日～12 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	107	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 11 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	109°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	71ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	11 月 6 日 22 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	11 月 1 日～11 月 30 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	115	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず		0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 10 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	68ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	10 月 2 日 16 日 30 日日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	10 月 1 日～10 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 9 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	107	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油		1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	9 月 4 日 18 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	9 月 1 日～9 月 30 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				



株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	120	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 8 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8 月 7 日・14 日・21 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8 月 1 日～8 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化合物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素化合物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	115	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	0

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	68ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	7 月 3 日、7 月 20 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	7 月 1 日～7 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	122	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	63ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	6月5日、19日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	6月1日～6月30日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 5 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	107	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 5 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	5 月 12 日、26 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	5 月 1 日～5 月 31 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 5 月 28 日	0.30	8.42
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 5 月 28 日	0.0035	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 5 月 28 日	5.4	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 5 月 28 日	17	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	497	0.24
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	4 月 10 日、17 日、24 日、に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	4 月 1 日～4 月 30 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	124	0.21
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	3月3日、17日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	3月1日～3月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	95	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	2月9日、24日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	2月1日～2月28日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 30 年 2 月 7 日	平成 30 年 2 月 27 日	0.96 m <sup>3</sup> /h	8.93
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 30 年 2 月 7 日	平成 30 年 2 月 27 日	39ppm	180

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 30 年 1 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	105	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	110°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1 月 7 日、27 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1 月 1 日～1 月 31 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561



埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 29 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量(t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	110	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 29 年 12 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	65ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	12月9日、18日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	12月1日～12月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 29 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	114	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 29 年 11 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	70ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	11 月 18 日 25 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	11 月 1 日～11 月 30 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 29 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	113	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0.8	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	10月7日 14日 21日 28日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	10月1日～10月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 29 年 9 月 19 日	平成 29 年 10 月 11 日	7.1	10
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 29 年 9 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	82	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	51ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	9 月 9 日 16 日 30 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	9 月 1 日～9 月 30 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 29 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	7.5	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 29 年 8 月 24 日～平成 29 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	111°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	68ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8 月 31 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8 月 24 日～8 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 28 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	4.8	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 12 月 1 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	812°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	50ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	12 月 2 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	12 月 2 日実施

\*平成 28 年 12 月 2 日付でさいたま市長より改善命令を受けたため自主的に稼働停止し施設休止届を 12 月 6 日に提出

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 28 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	115	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 11 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	121°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	11 月 5 日 18 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	11 月 1 日～11 月 30 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 28 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	130	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	65ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	10 月 1 日 8 日 15 日 22 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	10 月 1 日～10 月 31 日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目（ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年）

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況（産業廃棄物の焼却施設）平成 28 年 9 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	130	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 9 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	51ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	9月3日 10日 17日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	9月1日～9月30日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	135	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 8 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	75ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8月7日・14日・21日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8月1日～8月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	130	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	7月9日、23日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	7月1日～31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 7 月 28 日	9.5	10
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 7 月 28 日	0.055	8.64
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 7 月 28 日	0.0011<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 7 月 28 日	6.9	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 7 月 28 日	37	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	120	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	6 月 11 日、25 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	6 月 1 日～6 月 30 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 5 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	85	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 5 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	61ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	5月9日、21日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	5月1日～5月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	88.5	0.25
	紙くず	1	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	4月9日、16日、23日、に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	4月1日～4月30日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 28 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 28 日	0.049	9.04
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 28 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 28 日	0.00089 未満	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 28 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 28 日	50	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 28 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 28 日	48	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	95	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	61ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	3月5日、12日、19日、26日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	3月1日～3月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	79	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	52ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	2月6日、2月27日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	2月1日～2月29日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 28 年 1 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	75	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	110°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1 月 16 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1 月 1 日～1 月 31 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	79	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 12 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	50ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	12月12日26日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	12月1日～12月31日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	40	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 11 月 1 日～平成 27 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	121°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	11 月 4 日 28 日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	11 月 1 日～3 日、11 月 24 日～30 日運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 27 年 10 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日	1.2	10
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 27 年 10 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日	0.046	8.87
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 27 年 10 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日	0.00073<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 27 年 10 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日	10	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 27 年 10 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日	34	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	60	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	116°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	48ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	10月3日 10月17日 24日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	10月1日～10月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 9 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	60	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	822°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	51ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	9月5日 12日 19日 26日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	9月1日～9月30日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	60	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	122°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	8月1日・8月15日22日29日に実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	8月1日～8月31日まで毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	110	0.25
	紙くず	0	0.15
	繊維くず	0.75	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	88	0.25
	紙くず	0.1	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 6 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	57ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 5 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	56	0.25
	紙くず	3	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 5 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	118°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	42ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	62	0.25
	紙くず	5	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	122°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	45ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 27 年 4 月 16 日	平成 27 年 4 月 28 日	0.22	9.68
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 27 年 4 月 16 日	平成 27 年 4 月 28 日	0.00081<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 27 年 4 月 16 日	平成 27 年 4 月 28 日	60	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 27 年 4 月 16 日	平成 27 年 4 月 28 日	54	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	57	0.25
	紙くず	2	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 3 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	50ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	74.5	0.25
	紙くず	4	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 27 年 1 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	77	0.25
	紙くず	4	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	40ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	79.5	0.25
	紙くず	3.5	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 12 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	130°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	45ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	82	0.25
	紙くず	7.5	0.15
	繊維くず	0.15	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	139°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	39ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	71	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	149°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	48ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 9 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	90	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 9 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	131°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	42ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 26 日	0.24	10
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 26 日	0.014	7.83
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 26 日	0.00095<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 26 日	2.7	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 26 日	37	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	77	0.25
	紙くず	5	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	141°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	118	0.25
	紙くず	7	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	151°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	50ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	96	0.25
	紙くず	4.8	0.15
	繊維くず	0.5	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 6 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	121°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	54ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 5 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	59	0.25
	紙くず	8	0.15
	繊維くず	0.8	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 5 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	60ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	91	0.25
	紙くず	9.5	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	66ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	—	—	—	—
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 15 日	0.092	9.33
ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	煙突部測定孔	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 15 日	0.0012	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 15 日	28	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 15 日	57	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	106	0.25
	紙くず	15	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 2 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	124°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	26	0.25
	紙くず	5	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 2 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	159°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	48ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 26 年 1 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	99	0.25
	紙くず	16	0.15
	繊維くず	0.2	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	161°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	119	0.25
	紙くず	13	0.15
	繊維くず	7	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 12 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	152°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	65ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔				
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔				
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔				

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	72	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	6	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 11 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	148°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	49ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年 11 月 15 日	3.3	10
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年 11 月 15 日	0.0083<	7.99
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年 11 月 15 日	0.0040<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年 11 月 15 日	0.60	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年 11 月 15 日	37	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	36	0.25
	紙くず	10	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	140°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	59ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 9 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	57	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 9 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	54ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	46	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 8 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	60ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	45	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	131°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	56ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	35	0.25
	紙くず	7	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	60ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 5 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	46	0.25
	紙くず	8	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 5 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	111°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	45ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫酸酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	0.0092 未満	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 5 月 14 日	合格	8.15
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.022	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 5 月 14 日	合格	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	2.7	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 5 月 14 日	合格	200
窒素酸化物(ppm)	41	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 5 月 14 日	合格	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	67	0.25
	紙くず	8	0.15
	繊維くず	0.2	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	817°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	110°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	40ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	56	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	814°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	106°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	49ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	58	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	0.2	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	813°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	102°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	35ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 25 年 1 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	31	0.25
	紙くず	8	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	105°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	55ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	60	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	0.5	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 12 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	111°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	29ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	65	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 11 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	29ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 24 年 10 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	1.7	10
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突部測定孔	平成 24 年 10 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	0.0085<	8.10
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 24 年 10 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	0.0040<	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突部測定孔	平成 24 年 10 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	0.87	200
窒素酸化物(ppm)	煙突部測定孔	平成 24 年 10 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	59	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	87	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	1	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	121°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	40ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 9 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	71	0.25
	紙くず	10	0.15
	繊維くず	0.5	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 9 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	816°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	117°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	32ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	64	0.25
	紙くず	18	0.15
	繊維くず	3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	821°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	119°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	40ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 7 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	65	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	0.9	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	115°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	42ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 6 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	54	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	0.3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 6 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	815°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	102°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	38ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 5 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項目	種類	処理量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	47	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	1	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 5 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	108°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	41ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突測定口	平成 24 年 4 月 27 日	平成 24 年 5 月 18 日	0.56	8.15
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突測定口	平成 24 年 4 月 27 日	平成 24 年 5 月 18 日	<0.0036	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突測定口	平成 24 年 4 月 27 日	平成 24 年 5 月 18 日	30	200
窒素酸化物(ppm)	煙突測定口	平成 24 年 4 月 27 日	平成 24 年 5 月 18 日	67	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 4 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	82	0.25
	紙くず	11	0.15
	繊維くず	1.5	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	112°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	36ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 3 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	44	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	1.5	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	811°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	108°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	30ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 2 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	59	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	0	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 2 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	812°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	112°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	23ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 24 年 1 月分



1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	43	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	2	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	809°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	116°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	18ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 23 年 12 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	69	0.25
	紙くず	12	0.15
	繊維くず	4	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 23 年 12 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	819°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	116°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	20ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)					
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)					
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)					
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)					
窒素酸化物(ppm)					

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 23 年 11 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	74	0.25
	紙くず	9	0.15
	繊維くず	3	0.15
	動植物性残さ	0	—
	廃油	0.216	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 23 年 11 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	818°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	120°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	28ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	煙突測定口	平成 23 年 10 月 28 日	平成 23 年 11 月 21 日	1.5	10
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	煙突測定口	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 10 月 13 日	0.17	9.50
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	煙突測定口	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 10 月 13 日	<0.0062	0.25
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	煙突測定口	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 10 月 13 日	47	200
窒素酸化物(ppm)	煙突測定口	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 10 月 13 日	39	180

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 23 年 10 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	76	0.25
	紙くず	8	0.15
	繊維くず	4	0.15
	動植物性残さ	0	
	廃油	1	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	822°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	125°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	32ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	—	—	—	—	—
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
窒素酸化物(ppm)	—	—	—	—	—

株式会社イタバシ 048-798-7561  
埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 23 年 9 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比 重 換 算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	70	0.25
	紙くず	10.5	0.15
	繊維くず	5.25	0.15
	動植物性残さ	0	
	廃油	1	1

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 23 年 9 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	820°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	121°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	29ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng・TEQ/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	—	—	—	—	—
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
窒素酸化物(ppm)	—	—	—	—	—

株式会社イタバシ 048-798-7561  
 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒 1161

株式会社イタバシ維持管理状況 (産業廃棄物の焼却施設) 平成 23 年 8 月分

1 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号イに係る項目

項 目	種 類	処 理 量 (t)	比重換算
処分した産業廃棄物の種類及び数量	木くず	70	0.25
	紙くず	10.5	0.15
	繊維くず	5.25	0.15
	動植物性残さ	0	
	廃油	0	

2 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ロに係る項目

項 目	測定の結果を得られた年月日	平成 23 年 8 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日	
	測定を行なった位置	測定の結果	基準値
燃焼ガス温度 (°C)	炉内燃焼部	812°C	800°C以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度 (°C)	集じん器入口	130°C	おおむね 200°C以下
排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	誘引通風機出口	37ppm	100ppm 以下

(月平均値)

3 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ハに係る項目

項 目	除去を行なった年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	週 1 回実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	運転中は毎日実施

4 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一号ニに係る項目 (ダイオキシン類 1 回以上/年、その他 2 回以上/年)

項 目	測定位置	測定日	結果報告日	結果	基準値
ダイオキシン類 (ng - TEQ/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	—	—	—	—	—
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	—	—	—	—	—
窒素酸化物(ppm)	—	—	—	—	—